岸和田市簡易専用水道管理運営指導要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、簡易専用水道の適正な運営管理を図るため、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、簡易専用水道設置者等が行う簡易専用水道に関する事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（簡易専用水道設置者等）

第２条　この要綱において「簡易専用水道設置者等」とは、簡易専用水道の設置者（２人以上の者が共同して簡易水道設置者を設置している場合は、その代表者）又は設置者以外に当該簡易専用水道の全部について権限を有する者があるときは、当該権限を有するものをいう。

（届出）

第３条　市長は、簡易専用水道設置者等が簡易専用水道の給水を開始したときは、簡易水道給水開始届（様式第１号）により届け出させるものとする。

２　市長は、簡易専用水道設置者等が前号の届出の内容を変更しようとするときは、簡易専用水道届出事項変更届（様式第２号）により届け出させるものとする。

３　市長は、簡易専用水道設置者等が簡易専用水道を休止又は廃止しようとするときは、簡易専用水道（休止・廃止）届（様式第３号）により届け出させるものとする。

（書類等の備付け）

第４条　市長は、簡易専用水道設置者等に対し、次に掲げる書類等を備えるよう求めるものとする。

(1) 省令第55条各号に規定する簡易専用水道の管理に関する基準についての記録

(2) 省令第56条に規定する簡易専用水道の定期検査に関する帳簿書類

(3) 簡易専用水道の設置の配置及び系統を明らかにした図面

(4) 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図

(5) その他管理についての記録

２　前項第１号、第２号及び第５号に掲げる書類等の保存年限は５年とする。

（報告）

第５条　市長は、簡易専用水道設置者等が次の各号に該当するときは、その旨を報告させるものとする。

(1) 省令第55条第３号に規定する水質検査を実施したとき。

(2) 省令第55条第４号に規定する給水停止の措置を行ったとき。

(3) 給水の水質に関する事故が発生したとき。

２　前項第３号の報告は、水道事故報告書（様式第４号）により行わせるものとする。

附　則

この要綱は、平成 25 年２月１日から施行する